

役員のための財務税務会社法ニュース

マネジメントレポート

今回のテーマ： 遺留分の侵害と減殺請求

遺留分は、法律によって一定の相続人に保障される遺産の最低取得額をいいます。相続財産に占めるウエイトの高い自社株や不動産などを、特定の相続人に遺言等により相続させる場合、他の相続人の遺留分を侵害してしまうケースがあるため事前の検討・対策が必要となります。

1. 遺留分の算定

遺留分を有する者	兄弟姉妹以外の相続人(配偶者、子(または代襲相続人)、直系尊属(父母))
遺留分を有さない者	兄弟姉妹、相続放棄・欠格・廃除により相続権を失った者、包括受遺者
遺留分割合(A)	相続人が直系尊属のみの場合は相続財産の1/3、その他の場合は1/2
遺留分算定の基礎財産(B)	被相続人が相続開始時に有していた財産+「生前贈与財産」-相続債務
遺留分の侵害額	遺留分算定の基礎財産の価額(B)×遺留分割合(A)-相続による取得財産額

2. 遺留分に算入される生前贈与

被相続人の生前贈与のうち、つぎのものは、相続開始時の価額で遺留分の基礎財産を計算します。

・相続開始前1年間にされた贈与	「無条件」に、遺留分の基礎財産に算入
・相続開始の1年より前にされた贈与	当事者双方が遺留分権利者の遺留分を侵害することを認識した上(害意)でされた贈与について、遺留分の基礎財産に算入
・特別受益(※)	贈与の時期や害意の有無を問わず、遺留分の基礎財産に算入

※「特別受益」とは、婚姻や養子縁組、生計の資本としての贈与をいいます。典型的なものとしては、子が親から独立し別世帯をもつ際の居住用不動産の分与や事業(開業)資金の贈与などがありますが、これらに限らず、広く生計の基礎として役立つような財産上の給付をいうと解されています。

例) 遺産1,000万円、相続人は子A、Bの2人、Aは被相続人の生前に2,000万円の開業資金の贈与(特別受益)を受けており、「遺産はA、B均等に相続させる」旨の遺言書があった場合

- ・Bの遺留分=(1,000万円+2,000万円)×1/2(遺留分割合)×1/2(法定相続分)=750万円
- ・AのBに対する遺留分侵害額=750万円-1,000万円×1/2(Bの遺産取得額)=250万円

3. 遺留分の減殺請求

遺留分権利者は、相続開始後、自己の遺留分の侵害を知った日から1年以内に遺留分の減殺請求を行い、侵害部分の効力を失わせ自己に帰属させる(取り戻す)ことができます。

家庭裁判所の許可を得て、被相続人の生前に遺留分を放棄する制度もありますが、①放棄する本人の自由意思、②放棄する理由の合理性と必要性、③他財産による代償性の確保など、許可を受けるための一定の基準を満たす必要があります。

4. 価額による弁償

減殺請求を受けた者は、目的物を現物で返還するのが原則ですが、目的物の価額相当を金銭で弁償することにより、現物返還義務を免れることができます(価額弁償の抗弁)。包括遺贈など目的物が複数の財産から成り立っている場合に、個々の財産の一部については現物で返還し、他については価額弁償することもできます。なお、価額弁償の抗弁は、受遺者・受贈者側に認められた制度であり、遺留分権利者において金銭による弁償を強制することはできません。

お見逃しなく!

遺留分を侵害する内容の遺言は、それ自体法的に無効とはなりませんが、親族内の争いを招く可能性があるため、遺言書の作成にあたっては、各相続人の遺留分の算定を慎重に行う必要があります。